参考１

世界遺産国会議員連盟　御中

玉置神社御神木の宿り木伐採
及び
倒壊の懸念についての考察

平成２６年　７月２０日 改訂２版
平成２６年　６月２９日 改訂１版
平成２６年　６月２４日 初版

森田樹木医事務所
森田 由一
三重県伊賀市予野９６１４番地

（樹木医 認定登録 第 1238 号）
（自然再生士 認定登録 第 1 号）
（公園管理運営士 登録 第 110006 号）
（伊賀市文化財保護指導委員）

調査対象　　：　スギ　［　裸子植物門　ﾏﾂ綱　ﾏﾂ目　ﾋﾉｷ科　ｽｷﾞ亜科　ｽｷﾞ属　ｽｷﾞ　］
学名　　：　Cryptomeria japonica　（意味：日本の 隠れた部分）

主要な個体の　：　神代杉（じんだいすぎ）［ 樹高約 28m、胸高幹周 8.4m ］※今回調査対象
　呼び名　　：　常立杉（とこたちすぎ）［ 樹高約 38m、胸高幹周 10 m ］※今回調査対象
　　：　磐余杉（いわれすぎ）　［ 樹高約 40m、胸高幹周 8.75m ］
　　：　浦杉　（うらすぎ）　　［ 樹高約 38m、胸高幹周 7.8m ］
　　：　大杉　（おおすぎ）　　［ 樹高約 50m、胸高幹周 10.3m ］

※樹高や胸高幹周の値は、現在の実測値ではなく、［世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」奈良県保存管理計画（分冊２）平成 17 年］に記載の値。

場所　　：　奈良県吉野郡十津川村玉置川１番地　（ 玉置神社境内 地内 ）
調査年月日　　：　平成２６年　６月１３日（金）

調査内容　　・　神代杉における、宿り木（着生木）伐採による神代杉への影響と今後の処置方法
　　・　常立杉における、倒壊防止のための伐採の是非について

調査結果

● 概要

この巨杉群が叢生する一帯は、古くからの修験道の聖地で、紀伊山地大峰山系最南端の霊山、玉置山（標高 1076.4m）の叢である。ここに鎮座する玉置神社（紀元前 37 年創建）は熊野三山（熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社）の奥之院であり、その境内には、熊野古道で最も険阻と云われる修験道、大峰奥駈道が通る。 人々の、山岳信仰や森羅万象に対する畏敬の念が今もなお息衝く聖域中の聖域であり、一般の者では入山することを躊躇するほどの幽玄さが漂う。

この地域の奈良・和歌山・三重の三県を跨ぐ広範な一帯（59,793ha）は、『吉野熊野国立公園』（自然公園法）に指定（1936(S11)年 2 月 1 日）されており、さらには、この玉置神社境内を含む玉置山一帯は、自然環境保全法 第 45 条(都道府県自然環境保全地域の指定) に基づく『奈良県自然環境保全条例』において、「玉置山自然環境保全地域」として、奈良県内では唯一指定（1979(S54)年 11 月 13 日）されており、そのすべての区域が、最も規制の厳しい『特別地区』に指定されている。なお、具体的な保全対象として、「温帯性天然林及び杉の巨樹群」と明記されている。
また、杉の巨樹群自体が、奈良県の『天然記念物』に指定（1959(S34)年 2 月 5 日）されており、主要な杉は、その名からもわかるように御神木として信仰され、樹齢は三千年とも云われている。
また、国連教育科学文化機関（ユネスコ）によって、『紀伊山地の霊場と参詣道』として、世界遺産［文化遺産：文化的景観］（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）にも登録（2004(H16)年 7 月 7 日）されている。

今回は、神代杉における着生木伐採の現状確認と、常立杉倒壊の懸念に絡み、調査要請を受けたものである。
以下この巨杉群についての所見を述べさせていただくにあたっては、国立公園や世界遺産の重要な構成要素であること、また、スギ各個体の植物生理の観点からも当然ながら考察し、今後の健全な文化保存のために、関係法令の解釈も交えながら、客観的評価に基き、忌憚無く意見を申し上げることをご理解頂きたい。

● 経緯

昨秋に神代杉の宿り木（着生木）が伐採されたとのことだが、そもそも伐採した理由が定かではない。以前の写真や以前の状態を知る方々からの聴取、および現状からの判断によると、この伐採された宿り木は、本来の狭義に言う「ヤドリギ」類ではなく、巨樹老木によく見られる「着生木」であったと思われる。
「ヤドリギ」とは、宿主となる樹木の木質部にまで寄生根を張り、養分の供給を宿主に依存する寄生植物のことだが、これに対して「着生木」とは、母体となっている樹の洞などの不朽部分や、枝分かれ部の窪

みなどに堆積した外樹皮や落ち葉、コケなどの腐植質部分に生えた樹木のことである。
　したがって今回伐採するにあたっての認識が、もし前者（ヤドリギ）であったのならば、今回の（伐採という）処置は、そもそも見当違いということになる。ここで念のために述べておくが、寄生植物であったと“仮定”しても、それが主因で神代杉が枯れる事はまずない。なぜなら、宿主が枯死すると自分（ヤドリギ）も死んでしまうからである。
　この伐採の理由については、伐採を指示した方や伐採が必要との判断した方、これに加えて、関係法令（自然公園法、自然環境保全法、奈良県自然環境保全条例、奈良県文化財保護条例、世界遺産条約等）の規定に抵触していないと判断して、何らかの行為許可を行ったその行政機関に対して、先ず当初の認識を確認する必要がある。
　また、後者（着生木）という認識であったのなら、的を得ていたのかというとそういう訳ではない。こちらについては、着生木の種類によっては、その発達した根が、スギの組織を締め付ける場合もあるが、もはやそういった領域を超越した普遍的価値として存在している以上、それらの議論はほぼ無意味に近い。これの実例としては、屋久島の紀元杉が挙げられる。
　この紀元杉は、屋久杉の中でも最も着生木が多いとされ、確認できるだけでも実に 12 種におよぶ別の樹木が、30 箇所以上も着生している。（1996(H8)年 7 月 9 日時点）しかしながら、仮に今回の伐採が、神代杉の“宿り木”を着生木だと認識した上で、神代杉に悪影響が及ばないようにする意図での予防措置だったとするならば、この屋久島の紀元杉の着生木についても、一刻も早く伐採しなければならないという事になってしまう。しかし、屋久島の紀元杉に至っては、着生木による何らかの悪影響を懸念するどころか、着生木の一つである「ヤマグルマ」が、屋久杉を締め付けるように成長することを理解しながらも、それを普遍的な価値として捉え、その保護にも努めている。これらの考え方の相違点も含め、関係法令に照らしながら次項以降述べる。

●関係法令からの見解（主要なもの）

○文化財保護法、奈良県文化財保護条例（奈良県指定天然記念物：杉の巨樹群）

条例【第一条(目的)(前略)…もって県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。】とあり、八百万の神々の顕現として信仰の対象となっていた着生木は、文化以外の何者でもない。また、条例【第四十五条(現状変更等の制限) 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。】とある。
　ここで重要となるのが、着生木が天然記念物に含まれるかどうかということと、着生木の伐採が神代杉の保存に影響を及ぼす行為だったかどうかだが、前者について、同条例の根拠法である『文化財保護法』の告示にて下記のように示されている。

（昭和 26 年文化財保護委員会告示第二号）
国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
　天然記念物
　　二　植物
　　（九）着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

と、明確に記載がある。
つまり、同条例における指定基準は同法に準拠することからも、神代杉における着生木は、法的観点からも天然記念物に含まれる可能性が極めて高いと考える。まして、昭和 34 年 2 月 5 日の文化財指定時に既に自然発生的に生育した着生木があったのならば、これはこの条項に基づき指定された可能性さえある。また、それ以後に自然着生したものであったとしても、それが天然記念物の“天然”たる所以であり、これにより一層、同法告示の指定基準（九）の確実性は増す。したがって、同条例第十九条（維持の措置の範囲）の適用解釈や、軽微な現状変更かどうかの議論はそもそも不要である。 敢えて言うならば、そもそも専門業者でしか伐採できない規模の現状変更は、“軽微”とは到底言えるものではない。

○世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界文化遺産：紀伊山地の霊場と参詣道）

先に述べた自然遺産の構成要素である屋久杉と、文化遺産の構成要素（文化的景観）である当該地の杉の巨樹群では、直接の自然遺産構成要素であるか、文化的景観の構成要素であるかの違いはあるが、『文化的景観』とは、「自然と人間の営みによって形成された景観」を指し、正にこの「杉の巨樹群」や、「自然発生的に生育してきた着生木」は、修験道に於ける「不殺生・不伐木」という文化を厳格に守り続けてきたが故に形成された自然であり、景観である。

先に少し述べた、屋久島の紀元杉には、多くの着生木が生育するが、伐採するどころか、環境省・林野庁・鹿児島県・屋久島町すべての行政機関が、その普遍的な価値を評価、認識し、保護に取り組んでおり、これらが協力編纂した図説では、「樹齢 1,000 年を超えてから、着生が多くなる」と述べられている。この考えは、世界遺産としての必須条件である「顕著な普遍的価値」と正に符合する考えだと言える。

○自然環境保全法、奈良県自然環境保全条例（都道府県自然環境保全地域：玉置山自然環境保全地域 特別地区）

法【第一条(目的) この法律は、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保…(後略)】とあり、これについても“生物の多様性”の確保を目的としている。また、制限行為として条例【第二十三条(特別地区)第四項第六号 木竹を伐採すること。】とあり、これらの行為は、原則として奈良県知事の許可を受けなければならないことからも、これらの手続きを経ていなかったり、正当な理由に基づく許可でない場合は、同法に抵触していることになる。

○自然公園法（国立公園：吉野熊野国立公園 普通地域）

【第一条(目的) この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに…(中略)…生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。】とあり、“自然の風景”や“生物の多様性”を保つことを目的としていることからも、自然発生的に神代杉に着生し、文化的景観を構成していた着生木を伐採したことは、この法律の目的から逸脱する行為と取れる。ただ、玉置神社周辺は普通地域であることから、木竹の伐採や損傷などの行為制限は無く、同法律の行為許可は必要とはしない。

○レッドデータカテゴリ（関連法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）
：スギ[Cryptomeria japonica]（IUCN(国際自然保護連合)：NT(準絶滅危惧)、環境省：－、奈良県：－）

直接の根拠法令はないが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の根拠データとなっているのが、このレッドデータ(レッドリスト)である。環境省や奈良県のレッドデータとしての評価は無いが、IUCN の国際的評価としては、NT(準絶滅危惧)のカテゴリに分類されている。

ここで言う『スギ』とは、かつて拡大造林のために品種改良や、遺伝子改良されてきたスギではなく、古くから日本固有種として普遍的に自生しているスギのことを指す。 現在においては日本の森林の４割を占める針葉樹林のそのほとんどが、人工林であることからしても、もはや日本固有の在来種としての遺伝子攪乱が顕著であることを疑う余地はない。

そういう観点から見ても、この三千年を誇る杉の巨樹群は、生物学上に於いても極めて重要な存在であるという事がわかる。

また、奈良県の県木は『杉』であり、三重県の県木も『神宮杉』である。国木は未だ定められていないようであるが、『杉』を国木とする動きがあるようである。このことからも、『杉』は、紀伊山地、ひいては我が国に於いて、人々の精神性と深い繋がりがあることを如実に示している。

なお、IUCN による、スギ（Crptomeria japonica）の生態に関する説明文には、「…豊富な隠花植物が、林床だけでなく、木々をカバーしている…」とある。

この“隠花植物”とは、単にシダ類やコケ類のことだが、要するにスギは、そういった豊富な着生植物によってカバーされるという生態を持ち、むしろスギにとっては、生態学的に必要不可欠な現象だと理解することができる。

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(県指定鳥獣保護区:玉置山鳥獣保護区(H6.11.1-H26.10.31))

【第一条(目的) この法律は、鳥獣の保護を図るため…(中略)…もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。】とあり、現在は、第二十八条に基づく「鳥獣保護区」のみの指定であるが、昭和５９年１１月１日から平成６年１０月３１日迄は、第二十九条に基づく「特別保護地区」に指定されていた。 この第二十九条第７項には、鳥獣の保護に支障の恐れのある許可行為の一つとして、「三　木竹を伐採すること」と明記されており、現在、指定期間は終了しているので伐採に係る法的規制は無いが、今回伐採された着生木である『リョウブ』の実は、玉置山周辺にも生息しているとされるルリビタキ（奈良県 RD 絶滅危惧種）などの小型鳥類の貴重な食べ物でもある。

●現状

○神代杉

老木である神代杉の枝葉に代わり、樹冠の役割を担っていた着生木が全て伐採されたために、直射日光や風が神代杉の樹皮に当たり過ぎ、外樹皮が過乾燥の状態となって白化している。これは、水分が少なく、また吸水能力の衰えている老木にとっては致命的な事態であり、夏場の強い日射によっては、内樹皮までもが乾燥し、場合によっては絶命する恐れもある。一刻も早く再び着生木が萌芽、繁茂してくることを期待するしかない。また、風雪を和らげる効果も無くなってしまったため、台風や強風による枝や幹の折損が懸念される。また、神代杉の枯損枝や腐朽部分が強風などにより万が一落下しても、この着生木が緩衝となって直撃を免れる働きも期待でき、さらには、着生木の根が神代杉の腐朽部分を通って、地面にまで到達していたならば、これによる支持力も作用し、神代杉自体の倒壊をも抑制する効果があったとも思われる。

○常立杉

徒長枝が主幹化したことにより、その生育が保たれている状態である。かつての主幹だった部分は、倒壊により切り株状となり、次代の子孫のための場を提供する準備が整っている。だがしかし、徒長枝が発達し主幹化したことによって、非常に重量バランスの悪い状態に成長してしまっている。

また、これによる倒壊を抑止するためのワイヤーケーブルが張られているが、伸縮性のない支線なので風に揺れることが無く、主幹化した徒長部分の伸長（太くならずに伸びる方が優先すること）を助長している。

また、ワイヤー結束部分が樹幹を締め付けており、このままだと、締め付けによる枯死とそれによる倒壊も懸念される。着生木の発生が見られる。

●対応策

○神代杉

人為的に、樹幹にこもを巻いたりすることも可能だが、できれば神代杉と着生木の自然の生命力に期待したい。それを助ける形として、伐採された着生木の萌芽枝が健全に成長してもらうために、腐植質部分の過乾燥を防いだり、新たな着生を促すために、比較的湿潤に保つことが有効と考えられる。具体的には、あまりにも晴天が続く場合などに、この玉置山の清水を利用して、何らかの散水措置を行うか、できれば夜露が腐植質部分に集積してくるような自然の摂理を利用したい。 イネにしても雑草にしても、植物は基本的に常にこの作用を利用して自らの根元に空気中の水分を集めている。

○常立杉

なるべく早急に対処すべきこととして、樹幹を締め付けているワイヤー結束部分を改善する必要がある。また、これと同時に、ワイヤーと樹の固定部の間に、何らかの伸縮機構を設ける必要がある。この措置により、主幹化した徒長部分の伸長速度は自然状態に戻る。しかしながら、これらの処置はあくまで緊急措置的な対処に過ぎないため、中長期的にも倒壊を防止し、ゆくゆくは自立した生育状態に復元させる必要がある。 具体的なものとしては、スギは萌芽力が高く、幹のあらゆるところから枝が萌芽する。この性質を応用すれば、多少の制約事はあるが、狙った場所から根を発根させることもできる。ただし、大変な老木であることからも、若い樹に比べてその萌芽力はかなり低いと思われるため、先ずは幹の途中から根が発現するかどうかの実験を兼ねた第一段階を踏む必要がある。これに成功の兆しが見

られた場合は、ゆくゆくは以前の主幹の切り株内部にまでその根を誘導し、やがて地面深く根を張り肥大化して主幹下部の代替えとなるように持っていく技術がある。
　ただし、そうなるまでにはかなりの年月を要することからも、徒長主幹部分の成長速度や、台風などによる倒壊の懸念との戦いとなるが、現在のようにワイヤーケーブルで反対方向に固定している限りは、社務所側への大規模倒壊は回避できる。

●さいごに

　簡単に言うと、神代杉の着生木は、日射や風雨から神代杉を守るための言わば樹冠の代替機能を果たしており、これを伐採する事は、神代杉の寿命を縮める可能性さえある。したがって、植物生理の観点からも残しておくべきであり、関係法令から見ても、違反・抵触している可能性が高い。そして、顕著な普遍的価値をも破壊する行為と言え、正に“無法”と言うしかない。

　なお、事後処置については、もはや人知を超越した普遍的領域に達している巨樹群であることから、技術面での対応策はあまり無い。(あまり執るべきではない)
　むしろ、着生木が一度伐採されてしまったにせよ、今後も引き続きこの文化的景観を守っていく必要があることからも、こういった普遍的な価値を守る上で最も大切なことは、屋久島の屋久杉を取り巻く環境がそうであるように、関係する行政機関や団体、地域住民が同じ共通認識とならなければならない。 そのためには、今回の齟齬が、それぞれの立場の、どの時点の何に原因があったのかを認識する必要がある。 そうしなければ、常にまた別の何かで齟齬が繰り返される。

　もう一つ、今回の考察において、私が感じたことを率直に申し上げるとするならば、自治体ごとに、世界遺産や国立公園、文化財としての認識にかなりの差があると感じた。和歌山県側は官民とも非常に意識が高いが、奈良県は、【紀伊山地の霊場と参詣道】エリアに比べて、【古都奈良の文化財】エリアや【法隆寺地域の仏教建造物】エリアへの傾注が強いように感じた。一部、天川村や吉野町などの自治体は、世界遺産登録地域として非常に注力しているように感じたが、今回の案件の管轄地である十津川村は、玉置神社のような、他に勝るとも劣らない遺産がたくさんあるにも関わらず、住民の意識があまり伴っていないように感じた。これも、今回の齟齬の大きな要因の一つと感じた次第である。

　なお、冒頭に記載した学名【Cryptomeria japonica（意味：日本の 隠れた部分)】は、広義にも深い意味合いを感じさせるが、狭義にも、正にこの神代杉や屋久島の紀元杉のように、樹齢数千年クラスになると、着生木による樹冠の代替機能によって杉自体が隠れてしまうその様相に由来しているのかもしれない。

＜関係機関＞

［自然公園法、自然環境保全法　関係］
環境省近畿地方環境事務所（自然保護官、自然公園指導員)、奈良県くらし創造部 環境局 景観・自然環境課（奈良県自然環境保全審議会)、十津川村

［文化財保護法　関係］
文部科学省文化庁、奈良県教育委員会事務局文化財保存課（奈良県文化財保護審議会)、十津川村

［世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約　関係］
国連教育科学文化機関（ユネスコ）世界遺産委員会、日本ユネスコ国内委員会（文部科学省国際統括官)、公益財団法人 日本ユネスコ協会連盟、世界遺産国会議員連盟、文部科学省文化庁、奈良県教育委員会事務局文化財保存課、十津川村

＜参考文献＞

・原水音（2012)、聖地をたどる旅―熊野、143pp、アールズ出版

・屋久杉自然館（1997)、屋久杉自然館ビジュアルテキスト屋久杉、A1 表裏、屋久町立屋久杉自然館

・玉置公良（2014)、世界遺産バカ 実録！熊野古道を世界遺産登録し地球エコロジーを実現する男、226pp、文芸社

・高橋啓介（2014)、「自然公園と信仰・生活」、國立公園 通巻 718 号、2、一般財団法人自然公園財団

・高橋進（2014）、聖なる山―自然公園と信仰・聖地、國立公園 通巻 718 号、3-7、
一般財団法人自然公園財団

・柴崎茂光（2014）、保護地域内における文化的資源の保全のあり方を考える、國立公園 通巻 718 号、8-11、
一般財団法人自然公園財団

・古田尚也（2014）、「自然の聖地―保護地域管理者のためのガイドライン」について、國立公園 通巻 718 号、
12-15、一般財団法人自然公園財団

・古田尚也,山崎厚子(IUCN 日本プロジェクトオフィス）（2012）、自然の聖地 保護地域管理者のためのガイドライン 保護地域の文化的・精神的価値に関する IUCN タスクフォース UNESCO 人間と生物圏計画 RovertWild,ChristopherMcleod 編 日本語版、128pp、生物多様性 JAPAN

・古田尚也,山崎厚子(IUCN 日本プロジェクトオフィス）（2012）、保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン NigelDudley 編、106pp、世界保護地域委員会日本委員会(WCPA-J)

・平澤毅(奈良文化財研究所／遺跡整備研究室長）（2012）、「自然的文化財」について、自然的文化財のマネジメント ―平成 23 年度 遺跡等マネジメント研究集会（第 1 回）報告書―、60-65、独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財研究所

・文部科学省、“昭和 26 年文化財保護委員会告示第二号（国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準）”、文部科学省、
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19510510001/k19510510001.html、（2014-6-29）

・和歌山県、“紀伊山地の霊場と参詣道とは”、和歌山県、
http://pref.wakayama.lg.jp/sekaiisan/kiisanti.html、（2014-6-23）
・公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟、“世界遺産とは”、公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟、
https://www.unesco.or.jp/isan/about/、（2014-6-23）
・和歌山県世界遺産協議会、“和歌山県世界遺産センター”、和歌山県世界遺産協議会、
http://www.sekaiisan-wakayama.jp/、（2014-6-23）
・天川村役場、“大峰奥駈道”、天川村役場、
http://www.vill.tenkawa.nara.jp/sightseeing/worldheritage.html、(2014-6-23)
・十津川村観光協会、“玉置神社”、十津川村観光協会、
http://totsukawa.info/joho/kanko/5tamaoki_shrine.html、（2014-6-23）
・玉置神社、“神社概要”、玉置神社、
http://www.tamakijinja.or.jp/out_l/index.html、（2014-6-23）
・吉野町、“紀伊山地の霊場と参詣道”、吉野町、
http://www.town.yoshino.nara.jp/kanko-event/sekai-isan/gaiyou/、（2014-6-23）
・Atsushi Yamamoto、“杉（すぎ）”、季節の花 300、
http://www.hana300.com/sugi00.html、（2014-6-23）
・GAiNA NETWRK、“文化財”、霊峰 玉置山大百科、
http://www.ne.jp/asahi/network/tamaki-yama/bunkazai.html、（2014-6-23）
・総務省、“自然公園法”、e-Gov 電子政府の総合窓口（法令検索）、
http://law.e-gov.go.jp/htmldate/S32/S32HO161.html、（2014-6-23）
・総務省、“自然環境保全法”、e-Gov 電子政府の総合窓口（法令検索）、
http://law.e-gov.go.jp/htmldate/S47/S47HO085.html、（2014-6-23）
・奈良県、“自然環境保全条例”、奈良県
http://pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG0000035.html、（2014-6-23）
・奈良県、“奈良県自然環境保全審議会”、奈良県、
http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=6890、（2014-6-23）
・奈良県、“奈良県自然環境保全地域における行為制限”、奈良県、
http://www.pref.nara.jp/14242.htm、（2014-6-23）
・奈良県、“文化財保護条例”、奈良県
http://pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG0000902.html、（2014-6-23）
・IUCN、“Cryptomeria japonica”、RED LIST、
http://www.iucnredlist.org/details/39149/0、（2014-6-23）